

「(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第11回全体会議・ワークショップの議事録(H22.2.20)

【1 全体会議・ワークショップ】

事務局 これから第11回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 ご出席ありがとうございます。本日も前回と同じように進みます。作業部会の結果報告や、「住民協働」についてのワークショップもあります。たくさんの意見をいただき、中身の濃い会議にしたいと思います。本日もよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして鈴木町民活動推進課長補佐より挨拶を申し上げます。

鈴木課長補佐 ご出席ありがとうございます。本日はワークショップで「住民協働」について議論します。事務局は、「住民協働」についてはこの自治基本条例の中心になるべき項目だと考えています。より深い議論を期待しています。また後半は、2月日の作業部会が「理念」にまとめたものに意見等をいただきます。「理念」についてはある程度形になったので、これについてご了承されれば、議会、町民、区長会に考え、趣旨、内容を抽出したものを示して、ご意見を伺うことになります。作業部会は苦労なさっていますが、皆さんのグループワークの成果が凝縮されています。本日も長時間になりますが、よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。議事に入ります。内山会長、進行をお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。本日の内容とワークショップの進め方について事務局から説明があります。

事務局 資料の確認をします。「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)」が制定されるまでの工程表をご覧ください。これからつくる会が主体になって、議会、行政、町民に説明会を開いていくことになります。4月から7月までは項目を検討し、11月には町長に提出の予定です。その後、条例制定審議会にかけられ、3月定例議会条例提案予定です。そのためにも8月につくる会、議会、行政の3者間検討調整会議が設けられています。それまでに町民、議会、行政に説明し、意見や議論したいことについて3者間検討調整会議で調整し、中間発表会をしたいと思います。全体的に調整していく中で、町民、議会、行政に対して説明会を開き、そこから出た意見で調整ができない場合は3者間調整会議で議論します。そして、中間フォーラムを行い、11月には素案を確定したいという行程表になっています。あくまでも目安ですが、何かあれば後で質問して下さい。

本日は先にワークショップを行い、その後全体会議をしたいと思います。全体会議の際に「第3回 作業部会の記録シート(.2.15)」について説明します。ワークショップでは【別紙9】条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シートに皆さんの意見を集約する作業をして下さい。15時には発表をしていただきます。本日は大項目「住民協働」の中項目「定義」、「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」について議論して下さい。その後、全体会議では大項目「総論」の中項目「理念」及び、大項目「(住民)市民」の中項目「住民[定義]」、「権利」、「責務」について作業部会がまとめた案を検討します。

本日のワークショップの進め方を説明します。本日のワークショップで議論する「住民協働」は非常に重要なところですが、白岡町のカラーを出していくには「住民協働」が良いという意見もありました。よって本日の議論は非常に重要だと理解して頂きたいと思います。そして、町民の皆さんに理解して頂く内容にしていくためにも「考え方を作成する」とは「なぜこの内容・表現にしたのか」を明確に文章にすることを

理解下さい。内容としては、「定義」はどのような語句を使用し、どのようにわかりやすく「住民協働」の内容を伝えていくのかを明確にする項目です。法制上は「総論」の中に入ってくることもあります。「みんなでまちづくり」は、どのようなことが「みんなで『まちづくり』なのか」、それには「『だれ』が関わるのか」、またそれを実現するためには「何をすべきか」などを明確にする項目です。「住民参画のしくみ」は住民に参画してもらうためには、どのようなしくみにすればよいのかを明確にする項目です。作業に入る前には牛山教授からアドバイスをいただきたいのでよろしくお願いします。

内山会長 ありがとうございます。ここまでで、ご意見ご質問はありますか。無いようなので牛山教授からアドバイスをいただきます。

牛山教授 白岡町は以前から協働について推進担当も置かれ、具体的な事業についても議論がなされてきました。それをふまえ、「協働」を大きな柱にしてきたことから、大項目として「住民協働」があるのでしょうか、協働とは一体どのようなものを言葉の定義も含めて考えていただきます。「協働」は、一般的には住民と行政がどのように一緒に公共サービスを担っていくか、どのような政策と一緒につくっていくのかということですが、それだけではなく、住民と住民、住民団体同士、企業など様々なところで協働が想定されます。そのような事も踏まえて、協働をどのように定義するのか、中身を考えていくのかをグループごとに意見を出し合ってください。

続いて、中項目に「みんなでまちづくり」という項目があります。協働と重なる部分もありますが、「まちづくり」を皆さんがどのように考えているのかということが重要です。これは議論が様々あります。広くとれば、この白岡町をみんなでつくっていくという意味もあります。一方、狭くとれば、都市計画などのようにハードな部分をさすというように、幅があるのですが、ここでは広くとらえて、「みんなでまちづくりをしていく」というのはどのような意味かを考えてみたらよいと思います。続いて、中項目として「住民参画のしくみ」があります。「公共サービスを担う、提供していく」ことや「まちづくりと一緒にやっていく」ということが入ってくるかもしれません。その前提としてみんなでやっていくというしくみについて考えることが、この「住民参画のしくみ」になると思います。言葉の問題として“住民参加”、“住民参画”があり、どちらがより住民が主体的なのかは議論があり、学者の間でも意見が分かれます。ある市では、「市民参加条例」というように“参加”を使っています。例えば、市民が役所に意見を言う場合は、何人集まり、どのような手続きかを具体的に定めている条例が考えられます。その市では、自治基本条例よりも先にその条例ができました。自治基本条例にどこまで詳しく書くかということで、詳しいことから先は市民参加条例をつくって別にやるなど様々な方法があります。みなさんで、この項目に書くことと、他の条例に書くことなども含めて考えて、中身を検討して下さい。“参加”、“参画”などの言葉は議論になると思いますが、そのような仕組みをつくり、政策をつくるときの協働、つくった後の協働をどのようにするかというイメージして意見を出し合ってください。

内山会長 ありがとうございました。ワークショップでは、ワークシートの全ての項目を埋めて下さい。空欄で提出されると作業部会で非常に苦勞するので、全ての項目を書いて下さい。では、ワークショップを始めて下さい。※A～Cグループの3グループに分かれてワークショップを行いました。その後、グループごとに発表を行いました。

* * * * *

内山会長 Cグループからお願いします。

嶋津委員 「住民協働」は様々なところで出てきます。Cグループは中項目の「定義」を「住民、議会、行政が対等の立場で役割と責任を認識し、協力して共通の目的実現を目指すこと。」としました。この議論の

過程では、様々な意見を並べ、共通の言葉を抽出して分かりやすい表現にしました。中項目「みんなでまちづくり」は「住民の意向を尊重し、互いに協力して、まちづくりをすること。」としました。“互いに”というのは、住民、議会、行政です。「住民参画のしくみ」では、“参画”の方が“参加”よりも広く、“参画”は参加してもう一步踏み出して関わりあうことと考えたので“参画”を使うことになりました。考え方は、「住民がまちづくりに関して主体的に関わりあう場合(参画)その機会を保障される」ということです。しくみは別に定めたいので一元的に言わないことにしました。以上です。

内山会長 ありがとうございます。続いてAグループ、お願いします。

金子委員 「住民協働」の中項目「定義」は「まちづくりのために、住民と行政が各々の役割と責任のもとに連携協力する。」となりました。考え方は、住民と行政は、お互いの理解のもと、対等の立場で、共通の目的の実現のために協力し、働くことであるという考え方です。議論になったのが、大項目が「住民協働」になっていて、「住民」の中に行政を含むのかということです。行政と住民は分けたほうが良いという意見や住民の中に行政を含むべきという意見があり、議論になりました。中項目「みんなでまちづくり」は「誰が」、「どのように」ということを考えました。「みんな」というのはNPO団体やボランティア団体、企業等を含め、「みんな」と考えました。盛り込みたい内容は「地域の担い手の養成」、「仲間づくり」について重点をおくようなことになりました。議論の経過としては、こども20歳未満の青少年)がまちづくりに参画できる機会を入れたという議論がありました。「住民参画のしくみ」に盛り込みたい内容は「政策決定等への住民参画は、協働を原則とする。」、「町は、住民の提案を募り、これを尊重する。」ということになりました。“参加”よりも“参画”の方が最初の段階から関わっていく意味が強いと思うので、“参画”を使うことになりました。意見として、住民参画のしくみとして提案制度や参画制度を条例化しなければいけないというのがありました。行政についての政策の立案・計画の策定・重要な条例の制定について、意見や発言を含む権利を有し、そのために住民参画条例を別に定めるという考えがありました。以上です。

内山会長 ありがとうございます。続いてBグループお願いします。

遠藤委員 Bグループは中項目「定義」は「住んでよかった、これからも住みたいと思う活気があり、お互いが認め合える町にするために住民・議会・行政が対等な立場で協力して住民自治を実現させる。」としました。考え方は、安心安全なまちという考え方と、住民一人ひとりの普段の行動がまちをつくっているということを考え方の土台として、住民一人がまちづくりに参画できるようにしたいという考え方からです。中項目「みんなでまちづくり」は「住民・議会・行政がそれぞれの責務に基づいて、参画し協議する。」、「既存の団体を巻き込んで地域活動を活性化する。」、「あいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションを通してひとづくりをする。」のにしました。「みんなでまちづくり」というのは、一人ひとりに関わってくるような項目を挙げていかないと、自分のこととして捉えられないと思うので、「あいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションを通してひとづくりをする。」を入れました。考え方としては、この条例を町民が読んだ時に自分のこととして考えられるように、あいさつなど小さなことも「まちづくりの土台」だのとれるようにする、小さなことから積み上げられるようにするという考えから、このようにしました。中項目「住民参画のしくみ」は具体的に白岡町のことを考えると、「行政は行政区を協働のパートナーとして育成し参画させる。」ことが必要です。あえて“育成”という言葉を使ったのは、行政区は自分たちが事業主体だと考えていないので、そういう意識を変革していかないといけないと思いました。住民の立場の協働のパートナーは、ボランティア団体やNPO団体などがありますが、育成することが難しいとなると、しっかり基礎がある行政区を育成していく必要があるので、このように書きました。また、内容として「行政の附属機関は委員を選ぶ際選挙人名簿から指名する。」というのも書きたいです。班全員が賛成したわけではないですが、このように参

画を担保するような書き方をしないといけないので書きました。さらに、内容として「行政は住民から協働を求められたらこれに対応して誠実に対応しなければならない。」、「参画の際、男女比を考慮する。」、「こども育成のため、こどもが協働参画できる仕組みづくりに努める。」というのを書きました。ある市では、「地縁」という言葉が使われており、白岡町でも地域のしっかりした団体は、地縁団体なので、地縁団体を事業主体として考えたいです。以上です。

内山会長 ありがとうございました。以上の結果から、作業部会を経て、もう一度みなさんで議論するという進め方になります。以上で3グループによるワークショップを終わります。

牛山教授 作業部会での作業になりますが、いくつか法的なことを含めてコメントをさせていただきます。“住民”という言葉は地方自治法に定義があります。当該地方公共団体に住所を有する者は、つまりこの白岡町及び、埼玉県の住民です。先程、発表の中に法人を含むかという質問がありましたが、東京都の特別区のテキストを見ると、法人を含むということが明記されています。ただし、その法人は選挙権等について制限をうけるのは当然です。“住民”にそれ以外のものを入れるかについては、条例による拡大、上乘せ横だしという形で検討することが出来ない決め付けるわけではありませんが、法律ではこのようになっています。

また、「住所を有する」という言葉が出てきました。民法では事実上、住所のあるところを住所とみなす場合があります。また、「権利」「義務」関係については、憲法に書かれていることは当然であるから、自治基本条例に書かなくても良いという意見もあります。「知る権利」のように学説上認められているけれども、書かれていないから、条例に書いておくということもあります。環境権や人権などについては憲法に書いてあるから条例に書く必要はないという意見もありますが、例えば白岡町が教育や人権に特に力を入れているならば、それは条例に入れるという意見もあります。様々な意見があるので、参考にして頂ければと思います。

事務局 作業が途中のグループはありますか。大丈夫ですね。ではシートを集めて、3グループのシートをコピーしたものを皆さんに配付します。それで今日のワークショップは終わりとなります。

【2 全体会議】

事務局 全体会議を始めるにあたり、内容の説明をします。これから、「第3回作業部会の記録シート(H22)」をご覧下さい。これは、2月15日に行われた作業部会のシートです。大項目「総論」の中項目「理念」をご覧下さい。ここには、1月24日の全体会で諮ったものと、そのときの意見、2月15日の作業部会の案を載せています。前回の全体会議で牛山教授からのアドバイスである9つのエッセンスと皆さんの意見を基に文章化しました。その際の課題、論点があり、条例の素案を文章化する際の注意点としては3つ挙げられています。趣旨についても時系列で1月21日の作業部会の案、1月24日の全体会議での委員の意見、2月15日の作業部会の案と分けて載せています。ここでは、1月24日の全体会議での委員の意見は無く、2月15日の作業部会では検討されていないので、1月21日の作業部会の案だけを載せています。次に考え方についても同じように時系列で載せています。次のページには大項目「総論」の中項目「目的」があります。ここについても、2月15日の作業部会の案を載せましたが、作業部会の作業が内容だけで終わっています。よって、趣旨、考え方については空欄になっています。その後の大項目「(住民)市民」の中項目「住民〔定義〕」、「権利」についても趣旨と考え方が空欄になっています。このことについては会長から説明があります。

内山会長 「第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)」をご覧下さい。大項目「理念」については、1月21日の作業部会を通じて皆さんに提案し、全体会議で諮り、意見を反映してつくったものです。よって報

告することが主体であり、意見についてはどうしても言いたいことがある場合ということにします。まず、2月15日の作業部会の案では、「わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。」としました。これは、9つのエッセンスを取り込むことを観点に考えました。これについて、意見はありますか。

五十嵐委員 作業部会で時間を割いて考えられた案なので、細かいことは言わずに、確認だけにして、お任せした方が良くと思います。

嶋津委員 作業部会には各グループの代表が出て、意見を集約しているので、五十嵐委員の意見に賛成です。最後に、皆で検討が必要な項目について議論すれば良いです。

内山会長 他に意見はありますか。今、作業部会を経て、全体会議に出てきた案については確認だけで良いという意見でした。

五十嵐委員 時間がないということで作業部会をつくったので、作業部会の案について細かく検討していくと時間がなくなります。

野口委員 作業部会は文章化する作業なのですか。どのような作業をするのですか。もう一度説明してください。

内山会長 事務局の方から、説明をして頂きますか。

事務局 作業部会が設置された目的は、3グループがまとめたシートの意見を集約し、つくる会全体で議論するためのたたき台の案をつくるために設置されました。

野口委員 分かりました。

内山会長 話を戻します。作業部会を経た案については、全体会議で確認をいただきます。そのように進めて、各項目を議論する中で影響してくるものがあつた時点で改めて議論することによろしいですか。

松井委員 時間が無いので、その都度全体会議で議論する必要はないという意見であると思います。私はそのように進めていき、全部終わってからフィードバックすると問題が出るので、ある段階で報告会などの形で意見を出しあつたら良いのではないのでしょうか。

遠藤委員 私も今の意見に賛成です。全て終わった後では、量が膨大になるので、例えば、5項目ずつ区切って、ワークショップをせずに時間を全て全体会議にして議論をすれば良いと思います。

牛山教授 事務局の説明では、全体会議で議論をするために作業部会で作業をするということですね。時間を区切ってでも、作業部会の案について毎回15分程度、質疑応答をし、議論が伯仲するところに関しては先に進めて、後で議論するということで良いのではないのでしょうか。事務局の説明では全体で議論するための作業部会だということなので、本来の目的を削るというのは、最初の約束事と違ってくると思います。そのように効率的に時間を区切って毎回議論し、後はある程度の段階でまとめて検討すれば良いと思います。

五十嵐委員 前回のように入細かく文言についても検討していったら時間が無くなると思います。

櫻井委員 条文を修正するタイミングを決めておき、議論ではなく意見を言う機会は毎回設けた方が良いでしょう。

日下委員 作業部会の一委員として、気づいたことですが、全体会議で作業部会の案について毎回報告することは必要です。議論された項目についての情報がないまま先に進むと、矛盾が生じてきます。細かい議論は必要ないかもしれませんが、作業部会の内容についての報告は必要です。

五十嵐委員 そのことは牛山教授も言われました。作業部会の案を報告し、確認して、自分たちが議論し

たことと違う時に話すだけにし、細かいところは作業部会に任せるということでした。

平田委員 作業部会の案を議論するのではなく、意見を出すことについて賛成です。作業部会の方には失礼ですが、空欄の項目があるので、作業部会も時間を区切って、議論を進めて頂き、作業部会の方も大変でしょうが、少しでもいいので空欄についても議論していただきたいです。進め方については、ある程度進めて区切って議論をし、戻って検討していくという意見に賛成です。

鈴木課長補佐 作業部会の設置目的は全体会議で議論するためのものをつくることです。皆さんのワークショップでつくったシートを基に意見を集約していくのが作業部会です。しかし、今回の空欄については、皆さんのシートから推し量られるものが少なかったので空白のままになっています。今後、空白になりそうな部分を各グループのシートから推し量って、事務局が空白を埋めた上で作業部会に提案したいと思います。作業の効率化を図るために、今後そのように進めたいということで会長のご了解を得ています。意見をもらう場ということで確認という位置づけでよろしいでしょうか。報告して確認するだけでなく、意見をもらうことも含めて確認ということでよろしいでしょうか。

松井委員 白紙のところに事務局が意見を出すということですか。

鈴木課長補佐 作業部会と連携を取りながら、たたき台をつくるということです。そのようにならないためにも、白紙にならないようにシートをしっかりと埋めて頂きたいと思います。意見を出すというわけではなく、書かれている言葉をまとめていきます。

嶋津委員 住民協働町民推進会議では、『協働のまちづくり』に向けた提言書を作る際に、作業編集部会を作って、たたき台を作成し、字句の修正等してから事務局に見てもらっていました。今、作業部会という名称で、作業編集部会のような働きにすれば、皆さんの意見を集約して示すことができるのではないのでしょうか。

牛山教授 そのような意味で作業部会をつくったのではないですよ。もう一度そのような議論をすると、またここで時間がかかってしまいます。先程の意見を集約して、作業部会はたたき台をつくることとして、そのたたき台を長々と議論するのではなく、時間で区切り、ある程度進んだところでまとめて検討することで良いのではないのでしょうか。役割を変化させるとなるとまた時間がかかるので、一度決めたことを踏まえて次に進むのが良いと思います。

内山会長 今、牛山教授と鈴木課長補佐の話を総括して、作業部会の案を全体会議で確認して、次に進むことでよろしいですか。では、そのように進めます。

具体的な内容に入っていきます。「第3回 作業部会の記録シート(H22.2.15)」をご覧ください。大項目「理念」については「わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。」としました。このような形にまとめました。確認していただいて、意見については、どうしても言いたい方だけお願いします。ここは、後で関係する文言や項目が出てくると思うので、そのときに戻ってくるといことも踏まえて考えて下さい。ここはこのような形でよろしいですか。

では次に進みます。大項目「総論」の中項目「目的」です。ここは先程説明があったように、作業部会で趣旨、考え方について議論していないので、そのことも踏まえて議論して下さい。内容は「この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する住民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。」としました。ここで注意したことは、曖昧で人によって解釈が違う文言を使うことを避けたことです。さらに、素案の文体は「ですます」調にしました。また、今後大項目で出てくるようなものが含まれているのでその都度確認することとしました。課題としては、

「自治の基本原則」と「町政運営」というキーワードについてはもう一度全体で議論する機会が必要です。場合によっては別に項立てする必要があるかもしれません。さらに、自治基本条例は町の最高規範であるという位置づけで明文化する必要があるのではないかと出されています。本日は課題・論点について皆さんの意見を伺いたいです。では、「自治の基本原則」、「町政運営」などの文言について議論していただきたいです。

神田副会長 作業部会の議論では、「自治の基本原則」や「町政運営」は文言として出てきており、作業部会では必要であるという議論になりました。「目的」、「理念」を含めて前文を議論するので、もう一度前文を考えてからフィードバックしても良いのではないのでしょうか。よって、「目的」の考え方は議論しなかったのではなく、議論しても仕方ないということで空白になっています。前文を議論した時にここに戻るので、「目的」を今固める必要はないということになりました。今はこのような形であることを確認していただいて次に進んだほうが良いと思います。自治の基本条例に「自治の基本原則」、「町政運営」を入れることは、どこに入れるかはわからないが、入れて明確にしておいたほうが良いという結論になりました。

牛山教授 「白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する住民の権利と責務」と書かれています。しかし、皆さんの意見として出たのは、人間としてこの地域に住む権利と責務についてであり、町政運営などに限られないのではないのでしょうか。前回の皆さんの発表では、「町政運営に関する権利」ではなく、「自治の基本原則、町政運営」、住民の権利と責務、行政および議会の責務」と並列になっているのではないのでしょうか。白岡町の自治に関する権利や責務だけではなく、憲法でいっているような安全安心などの権利についても入れたいという意見だったと思います。この条文だと、町政に関する権利である参政権などに限られてしまうように思えます。ここについては、後で調整し議論をした方が良いでしょう。

神田副会長 「自治の基本原則」や「町政運営」などは原案として出てきていないので、そのことを含めて議論するのかという問題があります。

牛山教授 これは作業部会の案として考えて、先程のような意見があるということで、また後で、作業部会で考えて下さい。

内山会長 「自治の基本原則」、「町政運営」については作業部会で検討し、ある程度進んだ時に全体会議で議論するという意見ですね。

櫻井委員 作業部会では議論していないのですか。

牛山教授 議論をしてある、していないに関わらず、作業部会案として出てきているので、意見を言うということです。

遠藤委員 町政に関する権利と責務と、人間としての権利と責務が混同されて書かれています。よって整理する必要があるという意見だと思います。

牛山教授 そうです。

内山会長 他には意見がありますか。

松井委員 今、白岡は町ですが、いずれ市になると思います。“町民”や“町政”などは、市になったときに容易に変換できるものなのではないでしょうか。

牛山教授 住民の定義にも当てはまることですが、基本的には市になるかはまだ分からないことです。あまり、市になるかどうかを考えずに議論して下さい。当然、市になれば“町民”は適当でないので、条例改正することになります。そのようになると、条例の改正手続きに関わってきます。条例の改正を難しくすると、市になったときに不都合になります。よって、このことは改正手続きのところで議論した方が良いでしょう。

松井委員 町と市では、法律をつくる範ちゅうの制限が変わるのですか。

牛山教授 権限が変わります。市になると仕事の量が増えます。

松井委員 そのようなことも考慮しておかなければいけないのではないですか。

牛山教授 条例を簡単に改正できるような仕組みになるか、住民投票を経なければいけないなどのように改正が難しくなるかで話が変わってくるので、そこで議論した方が良いです。

内山会長 他に意見はありますか。無いようなので、次に進みます。大項目「(住民)市民」、中項目「住民〔定義〕」についてです。作業部会案としては「この条例において住民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、あるいは事業を営んでいる者及び居住する者のことをいいます。」としました。課題・論点としては、「住民」という言葉で良いのか、外国人や一時的であれまちづくりを担う人、居住と滞在に関する解釈をどのように取り扱うのか、者と団体・法人・企業等の表記(範囲)について検討する必要があるということがあります。表記の仕方も含めて皆さんから意見をいただきたいです。

牛山教授 住民ということで、「住所を有する者」とあります。地方自治法では「市町村の区域内に住所を有する者は住民とする」というように決まっています。よって、通勤、通学等の人を住民とするのは違法ではないと思いますが、住民投票を規定したときに問題が出てきます。通勤、通学の人が住民投票できると決めても良いですが、事実上不可能です。誰が有権者か分からないからです。一般的には「市民」、「住民」を分けるか、「町民」という言葉をつくるかなど工夫が必要になります。「住民」という言葉で法律の枠を広げておくことは不可能ではないが、実務上難しくなります。また、「者」について「者(シャ)」と「もの」で区別しなければいけません。「シャ」は人で、「もの」は団体です。例えば、“事業を営むもの”とひらがなで書くと、企業法人も含みます。住民という場合は法人も入れます。しかし、選挙権や一般の個人が持っている権限は制限されます。外国人に関しては、現在の地方自治の議論では入れるとする傾向が多いです。白岡町でも2年後を目安に、住民基本台帳に定住外国人を入れることは作業として進んでいます。

内山会長 今の内容について確認します。「者」と「もの」の区別、外国人について、地方自治法で住民の定義がされているという意見でした。

松井委員 通過している人も住民というのですか。

牛山教授 通過している人はこの定義に入っていないので入らないと思います。

内山会長 一時的であれ、まちづくりを担う人をどのように扱いますか。

牛山教授 「一時的に」とはどのような意味ですか。どのような人ですか。活動する人には入らないのですか。

内山会長 白岡町に居住していなくてもボランティアなどで白岡の中で活動している人で、活動する人の中に入ると思います。

遠藤委員 滞在の期間について数時間でも滞在すれば入るということです。

日下委員 直接議事に関係ありません、聞こえないのでマイクなどを使ってほしいと思います。

五十嵐委員 様々な問題があって難しいので、「住民」ではなく、「町民」を使ってはいかがですか。

内山会長 主語については、再検討することにします。その後、もう一度皆さんから意見をもらいたいと思います。中項目「権利」について作業部会案では「住民はまちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。」、「住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。」、「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。」、「住民はあらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。」としました。注意点は、自治法等に規定される請求権については表記しないということです。課題・論点としては、学習する権利については、自己責任の中で自ら学ぶ姿勢を明らかにしたも

のだが、「責務」との関連もあり検討を要するということです。「住民」という言葉は後で議論するので、それ以外についての意見はありますか。「住民はまちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。」は住民が主体という意味が含まれていると思いますが、どのようにしますか。

松井委員 秘密の事項もあると思います。

内山会長 具体的にはどのようなことですか。

松井委員 道路を通すことなどの利害関係についての秘密の企画です。

遠藤委員 最近、情報公開条例で異常に請求する人がいて、それを制限するような方法がとられています。

住民か町民になるかわからないが、定義を広げ過ぎてしまうと、わずかな時間しか活動しない人も企画や参画しようとするという事態は考えられると思います。

内山会長 住民の定義に関わってくるということですね。

遠藤委員 住民に制限してしまえば、そのようなことはないかもしれません。権利がある人の幅を広げると問題が出てくる可能性があります。

牛山教授 ここは権利ですので、原則的にこういう権利がありますよと書いて、制限を加えるのは別のところを書くことになると思います。一部の人にしか権利はありませんとは書けませんので。

内山会長 「権利」という項目の中では原則を表現するということですね。「住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。」についてはどのようにしますか。

古嶋委員 先程の話では、確認をして、できるだけ進めるということでしたよね。

内山会長 分かりました。では、他に意見はありますか。「住民はあらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。」について神田副会長から説明をお願いします。

神田副会長 今までは教育権という受ける権利で、消極的でした。しかし、積極的に学ぶ権利、自ら学習する権利は世界的にも大切なことになっているので、学習権を保障することが常識的になりつつあります。そのようなこともあり、日本でも、そのような流れになっています。このようなことから、学習権の保障ということ盛り込む必要があると思います。

内山会長 意見はありますか。では、無いようなので次に進みます。作業部会案として中項目「責務」は「住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。」、「住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。」、「住民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し連携・協働のもと、行動をしなければなりません。」、「住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。」、「住民は、行政・議会の運営に対して関心を持たなければなりません。」となりました。課題・論点としては「関心」についてどこまでの意味があるのか、「応分の負担」の範囲・定義について、「まちづくり」という言葉についてどのように定義するか検討を要するということです。行政・議会の運営に関して、住民は監視するというのがグループワークの意見にありました。しかし、監視という言葉は厳しいので、「関心」をもつという言葉にしました。「応分の負担」というのは人により解釈の仕方が違うと思います。何か意見はありますか。

櫻井委員 解釈の異なる表現は避けたほうが良いと思います。

遠藤委員 憲法に書いているところをここに重ねて書くのか、町政運営に関して集中的に書いていくかで、ニュアンスによっては、国と違ってくるのではないのでしょうか。こちらには憲法に書いてあるような「尊重しなければいけない」と書いて、一方で「関心を持たなければいけない」などと書くと、ちぐはぐになります。読む側にとっては、このようなことは大事だと思います。条文全体をまとめる時に、どちらにするのか統一しないと、まとまりがありません。一般の人は、憲法にも書いてあるようなことの方が受け入れやすいかもし

れません。

牛山教授 「関心をもつ」ということは「責務」ですか。そんなことは強制されたくないという意見を持つ人も多いのではないのでしょうか。「関心」は内面や心構えのことなので、条例でそういったことまで責務として書くことは難しいのではないのでしょうか。この意見は、問題提起なので、皆さんが書いたほうが良いと決めるならば書いても良いと思います。憲法についての学者の中では、住民への義務付け、責務に抵抗があるようです。人間は自由なのに、どうして関心を持たなければいけないのかという意見が出てくると思います。議論していただいた方が良い部分だとは思いますが。

内山会長 「関心」という言葉も含めて再検討します。

松井委員 「応分の負担」というのは税金以外のことを言っているのですか。

神田副会長 例えば、受益者負担の考え方のひとつです。

松井委員 中項目「権利」に「公平で公正なサービスを受ける」とありますがそこの関係性はどのようになりますか。

遠藤委員 これは言わなくても税金で応分の負担をしていると思います。

牛山教授 このようなことを書く場合は、それ以上の積極的な意味を書いています。つまり、税や社会保障費だけではなく、皆さんが今行っている活動やNPOでの活動も含めてある程度、負担をしますよという意味合いを含めて、このような条文が出てきたのだと思います。しかし、強制になってはいけないので、「ただし、そのことを行わないからといって不利益を被らない」ということは書く場合はあります。また、行政サービスではなく、公共サービスではないかという問題もあるかもしれません。

吉野委員 今の「応分の負担」に関する意見はCグループから出たと思います。中項目「権利」で「公平で公正な行政サービスを受ける権利」というのがありました。そのときに、住民の定義としては住所も有していない人も「住民」と考えていたので、その人たちがサービスを受けるためにも応分の負担は必要だという意味で出しました。

内山会長 「住民」の定義も含めて再検討します。他に意見はありますか。では、今、出された意見を基に再検討します。以上で、全体会議を終わります。

※事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。